

社会貢献の森における森林整備活動に関する協定書

静岡森林管理署長（以下「甲」という。）と柿田川・東富士の地下水を守る連絡会（以下「乙」という。）は、社会貢献の森における森林整備活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく遊々の森における森林整備等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（社会貢献の森の名称、位置及び面積）

甲は、静岡森林管理署所管の下記国有林を社会貢献の森として乙に活動させるものとする。

国有林名	林小班	面積
浅木塚国有林	482林班い16小班	4.92 ha

なお、社会貢献の森の名称は、〔東富士湧水涵養の森〕とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものである。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画書を作成し、甲と調整の上、前年度までに提出するものとする。

なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。

また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲は、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。

また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。

2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。

万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生じる全ての権利を有しないものとする。

第11（施設の設置等）

1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

第12（法令等も遵守）

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（火事防止等の措置）

1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅延なく甲に届け出るものとする。

2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に十分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合は、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等に協力をを行うものとする。

第16（社会貢献の森の適切な管理）

甲は、社会貢献の森が国民より自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17（協定の破棄等）

1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。

この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。

(1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合

(2) 協定に基づいた森林整備活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しく支障が生じたものと甲が認める場合があつて、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合

(3) 「社会貢献の森」の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合

(4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合

(5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合

(6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

2 乙は、やむ得ない事情により協定に基づいた森林整備活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。

甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18（協定の有効期限）

1 この協定は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで効力を有するものとする。

2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

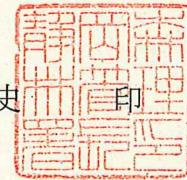
第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 3 年 3 月 1 日

(甲) 静岡森林管理署長 石原 敬史

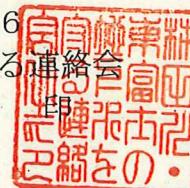


(乙)

代表 住所 静岡県駿東郡清水町伏見766

氏名 柿田川・東富士の地下水を守る連絡会

代表 漆畑 信昭



令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

住所 静岡県駿東郡清水町伏見766
氏名 柿田川・東富士の地下水を守る連絡会
代表 漆 畑 信 昭

印

「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 R3年	2年次 R4年	3年次 R5年	4年次 R6年	5年次 R7年	計
合 計						

(注) ・活動内容については、植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃等を記述、年次欄は活動内容の頻度（回数）について記述はする。

- ・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。
- ・本表により書き切れない場合は、別紙同様の様式に記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林、鳥獣保護区

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

別紙

活動の内容	1年次 R3年	2年次 R4年	3年次 R5年	4年次 R6年	5年次 R7年	計
合 計						

- (注)
 - ・活動内容については、植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃等を記述、年次欄は活動内容の頻度（回数）について記述はする。
 - ・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。
 - ・欄が足らない場合は、欄を追加し記述する。

令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

住所 静岡県駿東郡清水町伏見766
氏名 柿田川・東富士の地下水を守る連絡会
代表 漆 畑 信 昭

印

令和 年度 「社会貢献の森」における活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期					
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	計
合 計						

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など
本表により書き切れない場合は、別紙同様の様式により提出してください。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

水源涵養保安林、鳥獣保護区

(注) 本欄については、森林管理署等で記入。

別紙

活動内容	活動時期					
	月日	月日	月日	月日	月日	計
合計						

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

住所 静岡県駿東郡清水町伏見 766

氏名 柿田川・東富士の地下水を守る連絡会
代表 漆 畑 信 昭

印

令和 年度 「社会貢献の森」における活動実績報告書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 令和 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載してください。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書き切れない場合は、別紙同様の様式により報告してください。

活動内容については、作業の種類別（植栽、間伐、自然観察など）、面積又は数量（間伐本数等）等について記載してください。

植栽（補植を含む）を行う場合は、植栽木の種類別に本数を記載してください。

3 その他

別紙

実施日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載してください。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

活動内容については、作業の種類別（植栽、間伐、自然観察など）、面積又は数量（間伐本数等）等について記載してください。

植栽（補植を含む）を行う場合は、植栽木の種類別に本数を記載してください。

令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿

協定者（代表者）

住所 静岡県駿東郡清水町伏見766
氏名 柿田川・東富士の地下水を守る連絡会 印
代表 漆 畑 信 昭

1 協定の森の名称・位置・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無 有・無

(2) (1) で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1) で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

令和 年 月 日

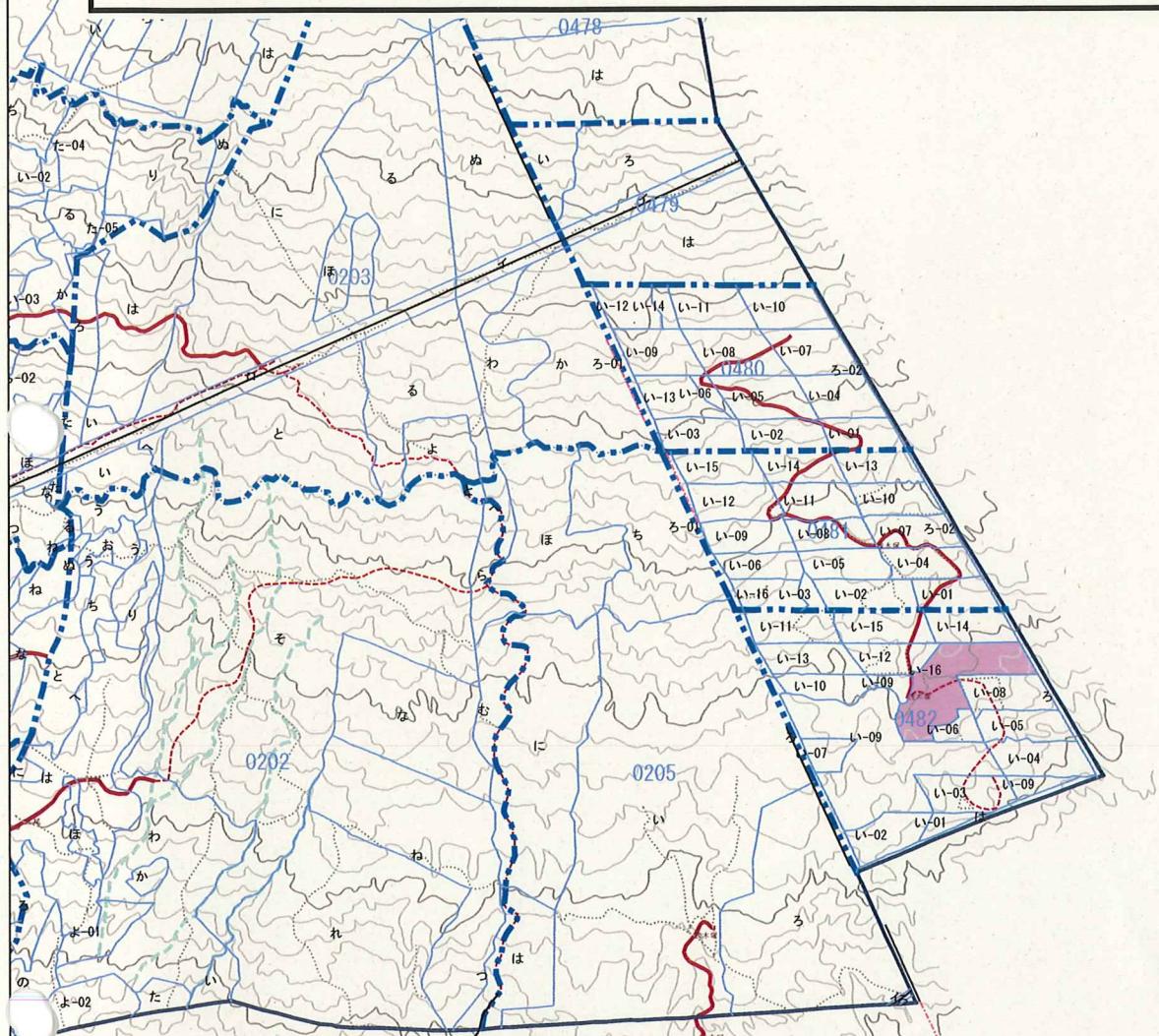
名称	位置	面積	面 積
	国有林 林班 小班	ha	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

協定箇所位置図

所在地・地名：静岡県裾野市須山
浅木塚国有林 482林班い16林小班

4

縮尺: 1/20,000



凡例

協定締結箇所

0 1000 [m]

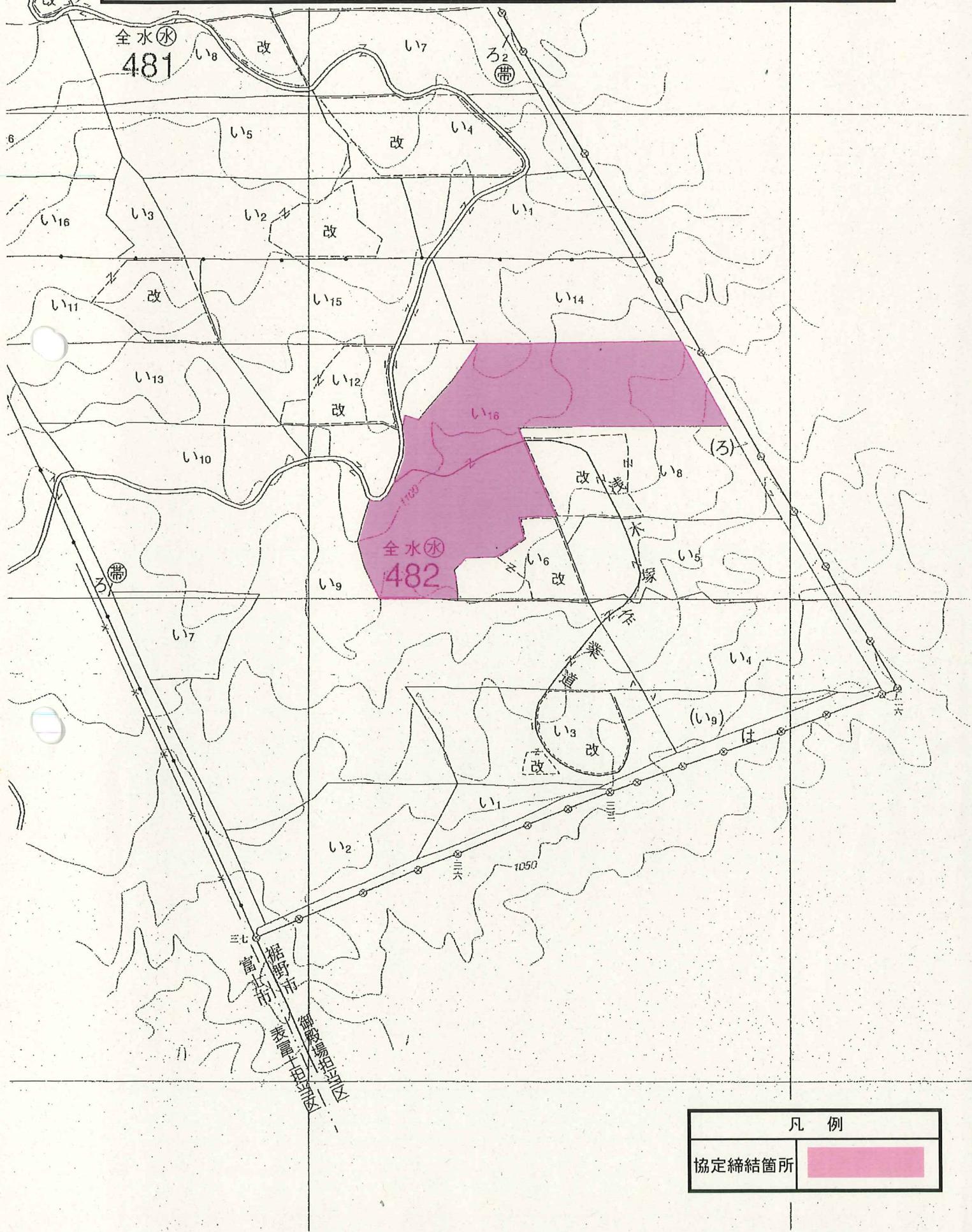
1:20,000

基本図挿入図(嵌入図)

4

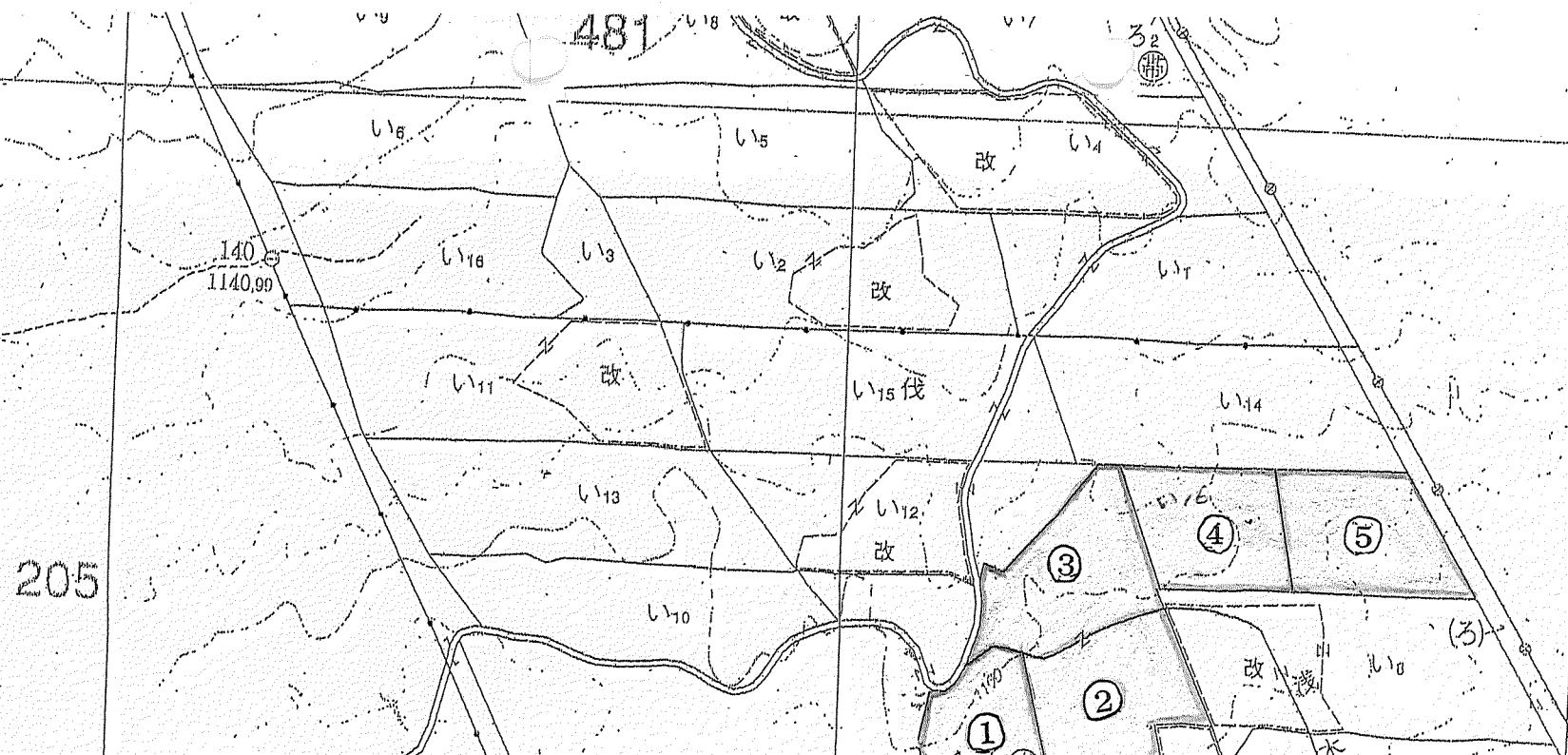
所在地・地名：静岡県裾野市須山
浅木塚国有林 482林班い16林小班

縮尺：1/5,000



凡例

協定締結箇所



区域	面積(ha)
1	1.00
2	0.97
3	0.99
4	0.92
5	1.04
計	4.92

富士市
御殿町

東富士湧水涵養の森づくり活動箇所実測図

静岡県裾野市須山 2308-1
浅木塚国有林 482 い16林小班内

